

兵庫県公報

平成23年4月14日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	2
人事委員会規則	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	2
人事委員会告示	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

- 職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇について、所要の整備を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年4月14日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特別休暇に係る特例）

- 16 平成23年12月31日までの間、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項の表4の項事由の欄(1)	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した	東日本大震災の
	地域	地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域
第11条第1項の表4の項期間の欄	5日	5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、左欄(1)に掲げる活動を行う場合にあっては、7日）

第14条第2項	第11条第1項	第11条第1項（附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
---------	---------	--------------------------------------

附 則
この管理規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成23年 4月14日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第12号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第20条第1項第4号及び第23条の規定の適用については、平成23年4月14日から平成23年12月31日までの間、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第20条第1項各号（第6号及び第7号を除く。）」とあるのは「第20条第1項各号（第6号及び第7号を除く。）（附則第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 4月14日

兵庫県人事委員会
委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 16 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第17条第1項第4号及び第21条の規定の適用については、平成23年4月14日から平成23年12月31日までの間、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第1項各号（附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 4月14日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 5 規則附則第16項の規定により読み替えられた規則第17条第1項第4号の「7日」の取扱いについては、暦日によるものとし、必要があると認められる場合には1日又は1時間を単位として与えることができる。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 6 規則附則第16項の規定により読み替えられた規則第17条第1項第4号アの「被災者を受け入れている地域」とは、被災者の避難先として提供されている施設のある市町村（特別区を含む。）をいう。
- 7 規則附則第16項の適用を受ける場合における第7条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項及び第6項並びに第10条第1項及び第3項の規定の適用については、第7条第1項第2号中「第4号」とあるのは「規則附則第16項の規定により読み替えられた第4号」と、同項第3号中「第4号アの「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、」とあるのは「規則附則第16項の規定により読み替えられた第4号アの」と、同条第2項中「規則」とあるのは「規則附則第16項の規定により読み替えられた規則」と、同条第6項中「規則第17条第1項第4号」とあるのは「規則附則第16項の規定により読み替えられた規則第17条第1項第4号」と、第10条第1項及び第3項中「規則」とあるのは「規則附則第16項の規定により読み替えられた規則」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。